

午前10時35分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

○永田委員 開会前に、5分遅れた理由を説明してもらえますか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

それでは、日程に入る前に、本日は臨時会後の理事者の方々も交えての初めての委員会となりますので、まず委員の自己紹介をお願いいたします。

それでは、着座で結構でございますので、お願いいたします。

まず、私から。委員長の小林たかやです。よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○田中副委員長 副委員長の田中えりかです。よろしくお願いいたします。

○大坂委員 委員の大坂です。よろしくお願いいたします。

○永田委員 永田壮一です。よろしくお願い致します。

○米田委員 米田かずやです。よろしくお願い致します。

○のざわ委員 のざわ哲夫です。よろしくお願い致します。

○入山委員 入山たけひこです。よろしくお願いいたします。

○小野委員 小野なりこです。よろしくお願いいたします。

○秋谷委員 秋谷こうきです。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、次に、理事者の自己紹介をお願いいたします。お手元に名簿（案）を配付していますので、併せて確認していただきながら、地域振興部長からお願いいたします。

○清水地域振興部長 地域振興部長、清水でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤文化スポーツ担当部長 文化スポーツ担当部長、佐藤尚久でございます。よろしくお願いいたします。

○千賀コミュニティ総務課長 地域振興部参事でコミュニティ総務課長の事務を取り扱います千賀行と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋商工観光課長 4月に昇任で商工観光課長を拝命いたしました、高橋昌弘と申します。よろしくお願いいたします。

○森内産業企画担当課長 産業企画担当課長を行っております森内正美と申します。よろしくお願いいたします。

○山下総合窓口課長 総合窓口課長の山下律子です。よろしくお願いいたします。

○伊藤税務課長 税務課長の伊藤司です。よろしくお願い致します。

○尾上安全生活課長 安全生活課長の尾上と申します。よろしくお願い致します。

○河合統計課長 地域振興部参事で統計課長事務取扱の河合でございます。よろしくお願いいたします。

○小目麴町出張所長 麴町出張所長を拝命いたしました、小目と申します。よろしくお願いいたします。

- 千野富士見出張所長 富士見出張所長の千野俊と申します。よろしくお願ひいたします。
- 新井神保町出張所長 神保町出張所長、新井玉江です。よろしくお願ひいたします。
- 齊藤神田公園出張所長 神田公園出張所長の齊藤遵です。よろしくお願ひします。
- 吉田万世橋出張所長 万世橋出張所長の吉田守と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 宮原和泉橋出張所長 和泉橋出張所長の宮原智紀と申します。よろしくお願ひいたします。
- 永見国際平和・男女平等人権課長 国際平和・男女平等人権課長、永見由美と申します。よろしくお願ひいたします。
- 加藤文化振興課長 地域振興部参事、文化振興課長、それと文化財担当課長の事務取扱をしております加藤伸昭と申します。よろしくお願ひします。
- 橋場生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課長の橋場広明と申します。よろしくお願ひいたします。
- 沖田スポーツ推進担当課長 スポーツ推進担当課長を拝命いたしました沖田健一と申します。よろしくお願ひいたします。
- 古田政策経営部長 政策経営部に入ります。政策経営部長と財産管理担当部長を兼務しております。また、下から五つ目、財産管理担当課長も事務取扱をしております古田毅と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 村木デジタル担当部長 デジタル担当部長の村木久人と申します。よろしくお願ひいたします。
- 中田行政管理担当部長 行政管理担当部長の中田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 石綿総務課長 政策経営部参事、総務課長事務取扱の石綿賢一郎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 夏目企画課長 企画課長、夏目久義と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 中根財政課長 財政課長の中根と申します。よろしくお願ひいたします。
- 御郷デジタル政策課長 デジタル政策課長の御郷誠と申します。よろしくお願ひします。
- 小菅デジタル推進担当課長 デジタル推進担当課長の小菅啓介と申します。よろしくお願ひいたします。
- 加茂情報システム課長 情報システム課長の加茂義哉でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。
- 佐藤施設経営課長 施設経営課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 小林区有施設担当課長 区有施設担当課長、小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 神河人事課長 人事課長の神河でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 武笠契約課長 契約課長の武笠と申します。よろしくお願ひいたします。
- 林広報広聴課長 広報広聴課長の林と申します。よろしくお願ひいたします。
- 山下災害対策・危機管理課長 災害対策・危機管理課長、山下と申します。よろしくお願ひします。
- 大矢会計管理者 会計管理者の大矢と申します。よろしくお願ひします。

○河合選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の河合でございます。よろしくお願いいたします。

○恩田監査委員事務局長 監査委員事務局長の恩田と申します。よろしくお願いいたします。

○小川区議会事務局長 区議会事務局長、小川賢太郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○安田区議会事務局次長 区議会事務局次長の安田でございます。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

名簿に「（案）」がついておりますけれども、常時出席者を求める理事者については丸がつけてありますが、これでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、「（案）」を取って正式な名簿といたします。よろしくお願いいたします。

本日の日程及び資料をお配りしました。このとおり進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは進めさせていただきます。

それでは、最初に1、前期委員会の懸案事項についてです、企画総務委員会の政策経営部所管と地域文教――休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

最初の日程1、前期委員会の懸案事項についてです。企画総務委員会の政策経営部所管分と地域文教委員会の地域振興部所管分の懸案事項をお配りしておりますが、ご確認ください。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、2、報告事項に入りたいと思います。報告事項、地域振興部（1）納涼の夕べの実施について、理事者から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、納涼の夕べの実施について説明申し上げます。納涼の夕べは昭和33年から続く伝統あるイベントでございますが、令和2年、令和3年度はコロナで中止、昨年2年ぶりに期間を2日間といたしまして開催いたしました。今年度も2日間で実施いたします。

1の概要をご覧ください。本年度の日程は7月26・27日の2日間。午後6時に乗船を開始し、午後8時まで行います。小雨決行、雨天や強風の際は中止となります。

（4）をご覧ください。このイベントへの参加形態といたしましては、大きく2種類ございます。一つは、ボートに乗って、願いを書いた灯ろうを自分たちで水面に浮かべるも

の。もう一つは灯ろうを購入し願いを書くものです。この場合は、願いを書かれた灯ろうは、スタッフが水面に偏りがないように調整しながら浮かべてまいります。これらによりまして、水面には1日当たり約1,000個の灯ろうが浮かぶ予定でございます。

参加料金等につきましては下の表にございます。まずボートへの乗船につきましては、1組5,000円とさせていただきます。灯ろう販売につきましては一つ1,500円でございます。中止の際は、ボートや灯ろうの費用につきましては返金させていただきます。

裏面をご覧ください。スケジュールといたしまして、まず広報千代田6月20日号に記事を掲載し、申込みを始めさせていただきます。ボートの乗船は6月30日で締め切り、灯ろうの事前販売は7月25日まで申込みを受け付けます。

昨年度からの変更点でございます。今年度から、安全を考慮いたしまして、灯ろうはLED灯とさせていただきます。これにより、灯ろうの原材料費が500円ほど上昇いたしますので、この分につきましてはご参加の皆様にご負担を頂きたいと考えております。その結果、1,500円とさせていただきます。

まず、灯ろうは、今申し上げましたとおり原材料費の500円分を上乗せした1,500円なのですが、その下の段、ボート乗船でございます。右側の令和4年度をご覧ください。昨年は人に注目いたしまして、小学生までのお子さんは1人当たり1,000円、中学生以上を大人といたしまして2,000円、このほか乗船料を500円頂いておりました。今年は1組、いわゆるボート1そうに乗船できる最大人数が3人でございますので、3人を1組といたしまして5,000円とさせていただきます。

今回、1組当たりの料金とする理由といたしましては、この参加費につきまして、事前にウェブ決済やコンビニでの支払いをお願いしているところでございます。一方で、様々な事情から、当日ご来場いただいた際に、既に支払った料金と異なるという状況が発生することがございます。例えば大人2人で申し込んだ方がいたといたしまして、当日、お一人が都合悪くなったから、お子さんをお連れになったと。この場合は、返金できないということをご了承の上、乗船していただいております。逆に、大人1人とお子さん1人で申し込んでいた方が、当日お子さんが来れなくなったということで、大人の方を連れ立っていらっしゃる時、このような場合は、支払いまで子ども料金でなされているということで、単純にそのまま乗船していただくというわけではございません。当日、現場で一斉に受付などが行われますので、混乱と停滞を来さないというために、今回1組当たりの料金設定とさせていただきます。

5,000円の内訳ですが、ボート1そう当たり乗船人数最大3人までということでございますが、これに1人乗っても3人乗っても、3個の灯ろうを乗せる予定でございます。そのため、一つ1,500円の灯ろうを3個で4,500円、ボート乗船料500円ということで、合計5,000円と設定させていただきました。

上の変更点丸3に戻らせていただきます。ボート乗船につきましては昨年度もウェブ予約をしておりましたが、今年度から新たに灯ろうの事前販売につきましてもウェブ申込みを可能といたします。

丸4につきましては、昨年ご来場いただいた方には海外からの観光客の方が多くいらっしゃいました。これまでは観光協会と区の職員とで対応しておりましたが、今年度は事業の委託化によって、警備の増強、それから現場における外国語での案内、丸5にござい

すように、観光協会の特設サイトの多言語化など、海外の方も参加しやすい環境を整えながら、現場の安全確保や円滑な運営を実現してまいりたいと考えております。

最後の4、その他でございますが、納涼の夕べは、開催時間が夜ということもございませうけれども、少しでも区内周遊につながりますよう、観光案内やガイドマップの配布を現場で行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の質疑、質問を受けます。

○永田委員 以前は舞台を設置して、コンサートのようなものもやっていたと思うんですが、そういった大きなイベントは今後行わないという方針でよろしいのでしょうか。

○高橋商工観光課長 確かに委員おっしゃるとおり、真ん中に舞台を置いて、またライトアップをして行われておりました。ただ、ライトアップの光が強いということもございまして、灯ろうが目立たないという難点もございまして、今、現時点におきましては、灯ろうをメインに、水面に1,000個浮かぶ情景をつくってまいりたいと考えております。

○永田委員 この後また別途説明がある戦没者追悼式、以前一緒に同日開催で、いろいろ事情があって、別々の日程でもう設定して、もうこれはこれで構わないんですけど、参加する方の中から、やっぱりいまだに同日開催のほうが両方参加できていいという方もいらっしゃるのでは、今後そういったことは検討できるのか。それとも、運営上、もうこれはもう別日程でやらないといけぬのか。そこだけもう一つ、最後確認させてください。

○高橋商工観光課長 はい。ご質問ありがとうございます。もともと7月13日から16日、これは東京のお盆の時期ということなんですけれども、この時期が梅雨の最後の時期ということで、結構天候が荒れてしまうということが多くございました。灯ろう流し、どうしてもボートを水面に浮かべるとということで、なかなか、中止になってしまうということも多うございました。

また、平成28年度から、そういったことも踏まえまして、お子さんたちがまず夏休みに入って、それから天候が安定する8月の1週目にやったこともございました。この時期なんですけども、町会の夏祭りイベント等も多く開催しておりまして、今回、令和2年、3年のコロナ禍の中止を経まして、昨年、令和4年度の開催ときに7月下旬としたものでございますが、常に時期、それから日程、日数、この辺りは検討いたしまして、いつが最適なのか考えながらやっていきたいと思っております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○米田委員 希望者がいっぱいいて、2日間に昨年度からしてくれたとあります。この2日間にしたことによって、抽せん漏れとかはなくなった。その確認をさせていただいていいですか。

○高橋商工観光課長 昨年、2日間にいたしましたところ——実は令和元年のときには、ボートの申込みが400人台だったところでございます。ところが、2日間にしたところ、海外からのお申し込みが非常に多くて、4,600人ほどの申し込みが来たというところございまして、実はまだ抽せんを行っているという状況でございます。

○米田委員 というのを聞いた理由は、区民の方で申し込まれて、やっぱり漏れたと。こういったのがあったんで、できるかどうかはちょっと分からないですけど、これも、区外

からとか海外の方を呼んで千代田区のいいところを見せるというのも確かにあるんですけど、区民枠とまでは言わないですけど、ちょっと優先的にやっていただきたいなという声があったんで、その辺のことはどう考えていらっしゃるか、教えていただいてもいいですか。

○高橋商工観光課長 全く、先ほど申し上げたとおり、5,000人近くのお申し込みがあるという中で、区民の方をないがしろにすることは一切考えてございません。その中で、公平性の問題、それからどのような仕組みで、どのような料金設定ができていくのか。この辺りを常に、そのときの技術と費用対効果を考えながら、常に考えていきたいと思っております。

○米田委員 まあ、おっしゃるとおりなんですけど、やっぱりどうしてもそういう意見がありますから、その辺のところをちょっと今後検討していただきたいなと思っておりますけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 引き続き、区民の皆様が楽しめるイベントの開催ということで、検討してまいりたいと考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 こちらの資料のご説明にありましたとおり、2日間で、それから口頭でありました、昨年は4,600名の応募があったということなんですけど、時間枠としては午後6時から8時とあります。この6時から8時の中で何枠があるというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○高橋商工観光課長 ボートの枠といたしましては、ボートの数とイコールになってまいります。また、当日、灯ろうを水面に浮かべると、風が吹くと寄ってしまうということがございまして、その辺りの調整を引きまして、大体60そうに乗っていただけるということを考えております。

○小野委員 60そうということなんですけど、そうすると、2時間の中で60そうなんですけど、これ、時間は30分1枠とか1時間1枠とか、その辺りのことはどのようになっていますか。

○高橋商工観光課長 本来は、通常の運営に当たりましては、条例上、30分500円というふうにしておるんですけども、やはり参加する方によって、30分の方であるとか、最初に来て最後にお帰りになる方とか、様々いらっしゃいます。その中で、こちらの設定といたしましては、イベントとしての参加で考えておまして、例えば6時に乗って8時に下船された方も、逆に30分で下船された方も、同じ枠というように考えてございます。

○小野委員 ということは、30分でも2時間でも同じ料金ということですね。

そこで、ちょっと質問なんですけれども、先ほど米田委員から区民枠はどうなんですかというお話がありました。この価格だと純粋に、本当に30分でも2時間でも、灯ろう代を引くと1組当たり500円という計算になるんですけども、これはどういう価格設定のプロセスというか、どういうプロセスを経てこの金額になったのか分かりますか。

○高橋商工観光課長 まず、先ほどもちょっとお話し申し上げましたが、区の条例上、30分当たり500円という金額設定がなされております。その中で、イベントといたしまして、先ほど申し上げたとおり、長く乗る方、短く乗る方、先に料金を頂いているところもございまして、何分乗ったかで金額を頂くのは、現場でもなかなか難しいという点もございまして、楽しんでいただきたいという考えもございまして、1回乗ったらばそ

の金額というふうに設定させていただいております。

○小野委員 すみません。ちょっと私の計算が。令和4年度を見ると、大人1人当たり2,000円で、これは灯ろう代が1個1,000円というふうに書いてあります。ということは、これ、乗船料500円とは書いてあるんですけども、すみません、これはどう解釈すればいいのか。ちょっと補足で説明をお願いします。

○高橋商工観光課長 昨年の料金設定でございます。去年は灯ろうは1,000円ということで、お子さんは基本的にはその灯ろうの料金というふうにさせていただいたところで、また、大人の方につきましては、それまでの経緯等も含めまして、灯ろうの金額プラス1,000円というような参加料ということをお願いしていたというものでございます。これとはまた別に、条例上で定まっております乗船料500円をお願いしていたというものでございます。

○小野委員 ということは、これは、乗船料は500円だけれども、価格設定についてはもうちょっと高くすることも本来であればできるという解釈でよろしいのかなというふうに思いましたけど、そこはいかがですか。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。高く設定することもできますと思います。

○小野委員 分かりました。いろいろなやり取りの中でこの価格に設定をされたと思うんですけども、これだと本当に正直赤字だろうなというふうに、普通に分かります。これが区民向けであれば納得ができるんですけども、やはり海外のお客様が、赤字で、区民の税金で補填したものを海外のお客様が観光として楽しむところだと、もうちょっと工夫の余地があるのかなと思いますけれども、その辺りはどのようにお考えですか。

○高橋商工観光課長 まさに委員のご指摘のとおりだと考えております。まず、区民の方に関しましては、去年まで大人の方とお子さん2人で乗られた方が、あまり高い設定ですと、今年、もうこれじゃ乗れないねという話になってしまうのはよろしくないだろうと。それから、海外からお越しになった方、もしくは国内でも旅行でアクティビティーみたいな形でお使いになる方、この方は少し高い設定でもいいんじゃないかという話は内部でも出ておりました。ただ、今現在、区内の方、区外の方を分けるためには、申込みの段階でその方の個人情報を確認しなきゃならないというところがございまして、なかなかちょっと技術的に難しかったということで、今回はコロナ禍が開けた最初、この事業自体が、最初は戦争が開けた後の皆さんを元気づけようと、区民の皆さん元気づけようという事業でございましたので、その趣旨にのっとりまして、今回はこの5,000円と、実費分ということで考えたところでございます。

○小野委員 いろいろな事情の中でこのようになったということは理解できました。もうこれでもうリリースがされている状態だと思いますけれども、今後に向けて、例えばなんですけど、文化振興事業の中で、いろいろな皆様が文化芸術を楽しむときに、区民割引という枠で明記をして、そして区民の方はそこでご購入を頂くというようなことも観光協会さんはされていると思うんですね。そうすると、厳密に細かい個人情報を出していただくというのはハードルが高いかもしれませんけれども、ある程度その辺りのことを理解している方であれば、区民割引というような申込みの窓口があれば、それはそれで、そこから申し込むことができるのかなと思います。

今どういう申込みフォームだか、私もちょっとアクセスしていないので分からない状態
で言っているんですけども、やっぱり数千人が来た中から区民を抽出するって結構大変
なことなので、区民のためのと言いつつも、実際には観光に来た方々の、インバウンド向
けというふうに見えてしまうと思いますので、ちょっとその辺りのところをもう少し工夫
をしていただければと思いますけれども、これ、今回でもいいし、次回でも構いませんの
で、その辺りのところについてお聞かせください。

○高橋商工観光課長 ご指摘ありがとうございます。まさに小野委員のおっしゃるとおり
かなと思っております。私どもも、技術的にもどのような連携を取ることでそれを解決で
きるのか、そういったものも含めながら進めてまいりたいと思います。ちょっと今年度の
この納涼のタベにつきましてはかなり難しいところはございますが、例えば次のさくらま
つりであるとか、そういったところで、どのような連携を取りながら、よりよい料金設定
にできるかどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 今、小野委員、永田委員もお話しされたと思うんですけど、私、ちょっと
これ、初めて見まして、今後もいろんなこういう企画があるということで。まず、千代田
区主催で、一般社団法人、ここが主催でいらっしゃるということで、多分何かあったとき
のリスクもあるだろうということも鑑みまして、普通、この場なのか、審議をする別の
委員会の場なのかもしれませんけど、費用対効果というか、収益というのも物すごく分か
りやすく、売上げがどれぐらいで、費用はこれぐらいかかって、幾らぐらい利益が出て
いる。利益が出なきゃいけないということでもないのかもしれませんけど、やっぱり、こ
う、皆様の税金を使ってもしされるんだったら、費用対効果だけではないですけど、そう
いう観点も物すごくこれから、私たちが税金を1円も無駄にしないということの観点でご
ざいますので、そういうお考えで資料を作ってくださいと、私たちもすごく判断をさせて
いただきやすいということがありまして。今後議論をするに際しまして、そういう観点か
ら、あとどれぐらいの人が、参加の構成とかも含めまして、ぜひ、普通の会社経営みたい
な、沿ったご資料作りをお願いさせていただきたいなと。

それがあると、永田委員がおっしゃったような、じゃあ、もうちょっと舞台とかもやっ
てみる余地があるかなとか、あと小野委員もおっしゃっていましたように、これ、物すご
く、今、インバウンドの方って物すごいお金持ちで、これを知った方って、すごいお金
を出してもやりたいという方が実はいらっしゃるんじゃないか。今、ホテルも、日によって
物すごく泊まる宿泊の値段が上に行ったり下に行ったりして、まあ、まあ、トレーダーみ
たいに料金を決める人がいるぐらいでございますので、そこら辺の、区民の方の心を癒や
すというところから始まりまして、やっぱり区民の方が、小野委員もおっしゃったように、
楽しんでいただくというところを大切にしながらも、収益のところはある程度拡大するこ
とをしながら、安全の中で、これすごく、これもほかの議論も含めまして、いいことじゃ
ないかなと思ひまして、そういう形で作り込んでいただいた資料で議論をさせていただく
と、先生方もいいアイデアがどんどん出てくるんじゃないかな、地元の方からもいろいろ
アイデアを頂けるんじゃないかなというふうに思ひまして、ちょっとそんなお願いができ

るのかどうか分からないんですが、ちょっとそんなことを感じましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○高橋商工観光課長 例えば委員に今お話しいただきましたとおり、こちら、予算を計上する際に、その辺りの観点の資料を作れるかどうかも含めてちょっと検討させていただきます。

また、海外の方は、やはり区のブランドとしての皇居、千鳥ヶ淵の存在、それぞれ料金設定というものが地域のブランドをさらに高めていくという考えもございます。また、運営の費用対効果についてももちろん、それから運営の、どうやっていくともっと効果的になるか、この辺りももちろん今後検討してまいります、併せて、こちらは観光事業ということで、参加された方の回遊、それから区内での宿泊、その辺りも含めて経済効果を上げていけるよう努力してまいりたいと考えております。

○小林委員長 はい。のざわ委員ですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○小林委員長 それじゃあ、今、のざわ委員の質問がありましたけど、次回からそういう資料を出せるんですか。検討するんですか。今回の場合はもうこれで、のざわ委員、いいんですね。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 いいんですね。追加資料を出せというわけではないですね。次回からやる時には、区民とか、ある意味、じゃあ原価の分かるものとか、そういう資料も追加して出してもらって審議しやすいですよというご意見なんで、その辺は受け止めていただいて、今後の資料作り、報告するときの資料にしてもらいたいということでもよろしいですか。

○清水地域振興部長 2点あるかと思っております。るるご指摘を頂きました。一つには、ヒントとして、区民枠というお話もございましたし、その前段で永田委員のほうからお話もございましたとおり、近い場所で同様のイベントが同様の時間に行われているということでの利便性というお話もございましたので、まず、納涼の夕べを実施する、その中身を検討していくに際しての、日程を含めたやり方の問題が一つと。その中に、料金の話として、海外の方のお申し込みが多い、特にボートの乗船のお申し込みが多いということをつまえて、料金設定に差を設けるというやり方もあるんじゃないかというご指摘を頂きました。来年度に向けて、そういうことの可能性は探っていきたいと思っております。また、そのデメリットもあろうかと思っておりますので、少し内部で、今回やらせていただく中で検討をさせていただきたい。また改めましてご報告をさせていただければと思っております。

もう一点は、資料のつくりと物の考え方ということだというふうに認識をしております。確かに、これはもしかしたら納涼の夕べだけの話ではないのかもしれないんですけども、区民の皆様方の税金を基本的な原資といたしまして、私どもは事業を行っているということでございますので、ざっくり言って、先ほどご指摘もございましたけれども、例えば使用料、利用料、手数料、そういったもので賄い切れているのかどうかということは、様々な場面で出ることかと思っております。全ての事業、該当はするんですけども、全ての事業においてそれを、これからありとあらゆるものをご報告するときに、その視点で資料を作るというのは極めて困難でございますので、ただいまのご指摘につきましては、一旦受け止めさせていただきまして、例えば今回のようなイベントに際して、そういう視点で検

討をしたときにどういう数字がはじき出されるかというようなものについては、鋭意努力をしてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですね。

ありますか。

○田中副委員長 お花見の時期にこの千鳥ヶ淵のボート場で、30分枠でボートが運営されているんですけども、このお花見のときはそういうふうにできていて、この納涼の夕べに関してはできないというのは、どういうことでしょうか。

○高橋商工観光課長 この納涼の夕べは、参加申込み自体を事前に行って、かつ事前にお支払いまでいただいているというところで、今、現時点そのようになってございます。

○小林委員長 よろしいですか。

田中副委員長。

○田中副委員長 事前で、例えば30分ごとに4枠にして予約を取るということも可能なように思えるんですけども、それはどうして不可能なんでしょうか。

○高橋商工観光課長 ちょっとやり方につきましては、今後どのような、例えば今、委員にご指摘いただいたとおり、四つに分けてできるのかとか、そうしたときに、参加者が十分楽しめて、よいイベントだったと思って帰っていただけるかどうか、この辺りも考えながら次のイベントについて検討してまいりたいと思います。

○田中副委員長 ありがとうございます。

あと海外からのお申し込みが多いということなんですけれども、これは海外の個人の方なんでしょうか。それとも、旅行代理店だとかそういうところが予約されて、再販されている可能性というのはあるんでしょうか。

○高橋商工観光課長 私が把握している中では、個人の方が多いと聞いております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

副委員長。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。

あと区民の方の枠というお話で、枠というか、予約のときに、区民の方に1週間ぐらい、じゃあ、事前予約とかという、時期をずらすことによって区民を優先するようなやり方というのはできるのでしょうか。

○高橋商工観光課長 今回、広報の掲載が6月20日号で、実際にボートの締切りまで10日ぐらいしかないというところもございます。もしそれをやるとすれば、例えばもっと早く広報に掲載するかどうか、この辺りも検討が必要になってまいりますので、それも含めて次回の検討とさせていただきたいと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。

○清水地域振興部長 委員長、最後に。

○小林委員長 部長。

○清水地域振興部長 納涼の夕べの実施に際しましてご報告いたしました。昭和33年からやっているという事業でございますけれども、本日この場で様々なご意見を頂きました。

非常にありがたいと思っております。どういう視点で物を考えるかということなんだろうと思っております。何を目的にして、どういう手段が検討できるのかと。そしてその際にはどれだけの経費が必要なのかということになろうかと思っております。それぞれこの目的でこういうことをやったら、これだけの経費がかかっちゃうよねとか、あるいはこの目的でこういうことをやったら、そっちの目的は達成できないよね、阻害してしまうよねということも、もしかしたらあるのかもしれないので、本日頂いたご意見を参考にさせていただきまして、ちょっと幅広に、1年後を目指して検討させていただいて、またご報告をさせていただき、ご議論賜ればと思っております。ありがとうございます。

○小林委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 先ほど高橋課長がおっしゃった、特に地元の方に還元できるような仕組みというのがあると、すごく地元の方も、今、結構疲弊されていらっしゃる方も多い。それができるかどうかはあれなんですけど、そういう視点は本当に、おっしゃったとおりすばらしいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○高橋商工観光課長 ありがとうございます。引き続き地域の商店街の方々とよくお話ししながら、どうできるか検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

部長にまとめて答弁いただいておりますので、今後、納涼のタベ実施だけにかかわらず、その他の関係する部分で同じような案件がありましたら、併せて検討いただいて、ご報告を頂くというようなことでよろしゅうございますか。部長、よろしいですね。

それでは、（1）番について終了いたします。

（2）キオスク端末機（マルチコピー機）の設置について、説明を求めます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料2に基づき、キオスク端末機（マルチコピー機）の設置についてご報告させていただきます。

総合窓口課及び麴町出張所・万世橋出張所の3か所に、7月3日からコンビニエンスストアに設置してあるものと同様のマルチコピー機を設置し、稼働いたします。

マイナンバーカードを利用してマルチコピー機で取得可能な証明書は、2に記載してあります住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、附票事項証明書、戸籍事項証明書でございます。取得可能時間は、窓口に設置いたしますので、窓口の開庁時間と同様となります。利用できるのは、千代田区に住民登録のある方で、戸籍の証明書につきましては千代田区に本籍地のある方となります。発行手数料は今年4月から、窓口で発行する場合より100円減額となっております。

マルチコピー機の特徴といたしましては、3に記載のとおりで、操作がしやすいよう15インチの大画面操作パネル。画面の角度が変更できる。車椅子でも利用可能。多言語対応、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応しております。また、1,000円札も利用可能となっております。

初めてマイナンバーカードを利用してマルチコピー機で証明書を取得する際に、不安に思われる方もいらっしゃいますので、丁寧に操作方法等をお伝えし、利用促進を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方、質疑、質問のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。それでは、（2）につきましては終了いたし——のざわ委員。

○のざわ委員 これ、例えば、ちょっとこの部分じゃないかもしれませんが、千代田区の場合、当たり前なのかもしれませんが、住民票の写しとか印鑑登録証明書を取っていた際に有料になっておりまして、無料のところも区によってはあるということで、そういうのってご検討いただける可能性があるのかどうか。ちょっとこの問題と外れるのかもしれませんが、ちょっと伺ってみたいなと思っていましたので、もし可能でしたら、よろしく願いいたします。

○山下総合窓口課長 コロナが拡大しているときに、コロナの、例えば融資、商店街の方が融資を受けたりする場合には、住民票等をお取りになるときは現在も無料で対応させていただいておりますので、場合場合によって現在も対応させていただいているところでございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 基本的なことは、

小野委員。

○小野委員 ちょっと細かいことで恐縮なんですけど、このキオスク端末機という名称なんですけれども、これは区民にもこの名称で、皆様に告知をされるご予定でしょうか。

○山下総合窓口課長 少し分かりにくいので、マルチコピー機という名称で告知をする予定でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。ちょっとキオスクという名前が、あの駅の中のお店のイメージがやっぱり強かったので伺いましたけど、この、じゃあ、マルチコピー機という名前で、マルチコピー機とは何かということで、こういう機能がありますよということとを丁寧に最初はお知らせを頂けるということでございますね。

○山下総合窓口課長 そのとおりでございます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

入山委員。

○入山委員 今回は総合窓口課と麴町出張所・万世橋出張所ということだったんですけども、これからほかの出張所にも運用することは考えられるんでしょうか。

○山下総合窓口課長 まず、今年度最初ということで、麴町出張所・万世橋出張所のほうに設置させていただきまして、その利用状況を踏まえまして、ほかの出張所にも来年度以降に設置するかどうかということは検討していきたいと考えております。

○入山委員 ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

すみません。今の答弁ですけど、この出張所、総合窓口と麴町と万世をやってみて、うまくいかいかないかわからないわけですよ。うまくいかなかったら、例えば神田公園出張とかほかの出張所はやらないということを行っているんですか。要するに考え方とし

て、こういう末端の便利を、ほかの、今回は混乱がなきように二つの出張所でやるけれども、混乱なく進んでいけば、利用率があろうがなかろうが、利便性を鑑みて、ほかの出張でも、このキオスクを置いていくのかというのは決まってないということですか。

○山下総合窓口課長 いいですか。

○小林委員長 どうぞ。

○山下総合窓口課長 はい。今回、出張所のほうに置く、機械がちょっと大きいので、出張所によっては、ちょっと置くスペースとか、そういったところも考慮していかなくてはいけないので、まずは2か所に設置させていただいて、その状況を見ながら、ほかの出張所にも前向きに、別に設置しないというふうに言っているわけではありませんので、前向きに来年度に向けて検討したいと思っております。

○小林委員長 ということ。

それでは、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。質疑を終了いたします。それでは、（2）キオスク端末機（マルチコピー機）の設置についての質疑を終了いたします。

次に参ります。（3）土曜開庁の実施状況について、説明を求めます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料3に基づき、土曜開庁の実施状況についてご報告いたします。

総合窓口課では、令和2年4月から、窓口の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、土曜日と夜間の開庁を休止いたしました。しかし、区民の方から土曜開庁についてのご要望があったため、年間の窓口利用件数やニーズを勘案して、月1回の土曜開庁が必要であると判断し、昨年6月10日の地域文教委員会でご報告をさせていただいた後、7月から第3土曜日の開庁を試行的に再開いたしました。その実績状況につきましてご報告させていただきます。

現状の窓口開庁時間は、原則として1に記載のとおりでございます。ただし、3月と4月につきましては、転入や転出の手続が多くなることから、月2回の開庁とし、昨年7月からこれまでに13回、土曜日を開庁いたしました。

2番、土曜来庁の目的別状況をご覧ください。1日平均158名、左が総数で、右側が1日平均の数でございます。1日平均で158名の方が来庁されました。平日の約3分の1の人数でございます。1日に行った手続の主なものは、戸籍の証明、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明など、各種証明書の発行が多く、150件で、約63%ございました。このうち、表中の黄色でマーカーをしている証明の書類につきましては、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニに設置してありますマルチコピー機で証明書の取得が可能となっております。また、保険料の納付につきましても、1件だけでしたが、こちらでもコンビニでの納付やスマートフォンによるモバイルレジサービスでの納付が可能となっております。

マイナンバーカードの手続につきましては、緑色でマーカーをしている行でございます。42件となっております。全体の約18%でございますが、こちらのほうは、現在、取得希望の方が多くなっておるところから、月1回ではなくて、毎週土曜日に対応させていただいているところでございます。

戸籍の届出につきましては、青のマーカーをしている行で、6件でございますが、こちらの手続につきましては、宿直の窓口で夜間や休日においても受付可能となっております。転入・転出等の住民異動の届出は29件となっております。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。3番、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付証明書発行実績をご覧ください。平成31年2月から開始しているマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付は、夜間や早朝、休日にも、コンビニに設置してあるマルチコピー機から証明書を取得することができるため、マイナンバーカードの保有率の増加とともに利用者が年々増加しております。1年間の発行枚数は、平成30年度は764枚でしたが、令和4年度は2万8,948枚と約38倍となっております。また、今年4月からコンビニ交付の手数料を窓口での発行より100円減額しております、さらにコンビニ交付の利用者が増加しております。今年4月の1か月間の証明書発行枚数は3,300枚、5月は2,997枚となっており、前年度に比較して大きく増加しております。

4番、マイナンバーカードの保有状況でございます。今年5月末の保有人数は4万4,220人、保有率は64.6%でございます。

次のページをご覧ください。5番、転入・転出ワンストップサービスについてです。令和5年2月6日から、マイナンバーカードを利用して、区役所の窓口に来庁しなくても、スマートフォンで転出手続きと転入予約を行うことが出来る転入・転出ワンストップサービスが開始されております。2月6日から5月31日の転出手続きで、こちらを利用した方は515人、転出者の約16%が利用しております、毎月増加傾向となっております。

6番、戸籍謄本等の広域交付についてです。現在、戸籍の証明書は本籍地のある自治体でしか取得することができませんが、本年度中に広域交付が開始され、全国どこの自治体の窓口でも取得することが可能となります。

7番、今後の方針についてでございます。1年間の試行実施の実績や今後の制度変更等の状況を踏まえ、第3土曜日の開庁については、当面の間、継続実施いたします。ただし、3月及び4月は転出入の手続きが多くなるため、月2回開庁いたします。その他、状況に応じて臨機応変に対応していきたいと考えております。また、マイナンバーカードの手続きにつきましては、当面の間、毎週土曜日の受付を行ってまいります。また、出張所におきましても、総合窓口課と同様、平日8時半から17時までの開庁時間を継続してまいります。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆さんからの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 前のキオスクのに関係するのかもしれない……

○小林委員長 もう少し大きい声で。

○のざわ委員 あ。すみません。この前のキオスクのお話と関係するのかもしれませんが、山下課長のところでは、何か職員の方と外部の方がいらっしゃるといようなふうに聞いているんですけど、その人件費で、人件費の大体幾らぐらいを使っている、こういうことをすると人件費が下がっていきますよみたいな、そういうのってどういうふうになっているのかと。

○小林委員長 全体について聞いていますか。

○のざわ委員 全体的に。

○小林委員長 今、報告事項は土曜の開庁についての報告ですけれども、その開庁についての人のことですか。今のお話だと、何か全体的な話で。

○のざわ委員 そうすると、そういう人件費推移とか、どの会社にどういう人数がいて、どれだけ人件費を払っていて、これが経年の中でこういうことをすることがあって、こういうふうに変わっていきますというのは、後でまた山下課長のところで頂こうとすると頂けるものなんですか。（「答えられる、課長」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 今、報告事項。のざわ委員、報告事項の中で、土曜開庁の報告を頂いておりますので、それに関連して質疑を、これについて質疑を頂いています。今の質問については、それは、このことの部分のことを言っているのか。全体のことを聞いているかとなると、ちょっとここではなかなか理事者が答えにくいことになりますので、これだけに限って質問をしていただけないでしょうか。

○のざわ委員 分かりました。どうもすみません。そうしたら、そういう視点でやっていただけたらうれしいなというふうに思いました。

以上でございます。

○小林委員長 それでは、担当課長、この土曜開庁に当たっての、人の手配をしていますよね。それはどういうふうにやっているのかだけでも答えておいていただけますか。

○山下総合窓口課長 土曜開庁につきましては、まず職員のほうで対応しております、職員のほうは交代勤務にします、その分、平日、土曜日に出勤した職員は平日にその代わり振り替えて、休暇を頂くということになります。で、委託業者につきましては、土曜開庁が1回増えると、その分、委託料で対応させていただいているという状況でございます。

○小林委員長 すみません。今の委託料は、開庁しているに当たって、委託しているんですか。今は職員でやっている。

○山下総合窓口課長 総合窓口課の業務につきましては、受付、最初の受付部分につきましては委託業者のほうにお願いしております。内部事務につきましては職員のほうが対応しております。ですので、土曜開庁に当たりましても、委託業者のほうにも出勤をしていただいで対応しているという状況でございます。

○小林委員長 要は同じことをやっているということですよ。

○山下総合窓口課長 そのとおりでございます。

○小林委員長 はい。そういうことでございますので、土曜開庁につきましてはそういう体制で人事手配はしているということで、のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

地域振興部長。

○清水地域振興部長 委員長に整理していただいて後で、大変恐縮でございます。のざわ委員のご指摘は、恐らく私どもが土曜開庁、あるいはキオスク端末を導入するコンビニの交付、マイナンバーというような流れの中でご説明をしたときに、窓口の職員、直接の職員、委託も含めてなのかもしれませんけれども、その職員を減らす手段として機械化を進

めていくというようなご視点で、それがひいては税金の投入量を減らしていくことにつながるというようなご視点でご指摘をされたのかなというふうに思ったのですが。

そういうことであるならば、今回、まず全体のお話にも絡んでしまいますけれども、キオスク端末を導入しようということは、マイナンバーカードの取得の率が相当高まっている中、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで証明書類を交付される方がもう増えてきているという状況でございます。ただし、現実的には、各コンビニエンスストアのマルチコピー機で、マイナンバーカードを使って証明書類を取得しようとしたときに、やり方が分からないとかいう場合が意外とございまして、ただ、それをコンビニエンスストアの店員さんが説明をすることができない、説明をしてはいけないという仕組みになっているということも相まって、ぜひその利用の方法というものを説明しながら利便性を高めていく、その経験をしていただきたいということで、今年度予算で新規事業ということで3か所置くということをお認めいただいたということでございます。

このマルチコピー機の設置、あるいはマイナンバーカードの取得が増えていくということを抑えて、窓口の職員をどんどん減らしていくという計画を私どもで持っているわけではございません。ただ、一方で、人件費というのも、当然のことながら、ご指摘のように、区民の皆様方の税から支出をさせていただいておりますので、そこは抑えるという視点も当然のことながら持ってなければならないと思っております。

したがいまして、今回の土曜開庁につきましては、先ほど来担当課長がご説明申し上げておりますとおり、土曜の職員も平日の職員も、同様の職員で回しているという状況でございますので、できる限り効率的に職員の力を活用したいという観点から、土曜日よりも3倍以上多く来庁される皆様方、区民の皆様方にご対応させていただくように配置をしながら、土曜日は月1回、場合によっては繁忙期は月2回ということで検討していると、そういうことでございます。

○のざわ委員 清水部長と考え方は同じで、職員という方の定義が、区役所の職員の方なのか、外部の、何というんですか、派遣の方というんでしょうか、の方なのか、ちょっとその定義が分からなかったんですけど、私は、もう清水部長がおっしゃるように、常にコスト意識を持たれてご運営をされていらっしゃるということは、今、重々分かる中で、職員、要は公務員の方というんでしょうか、そういう方を減らすということは言っておりませんで、派遣というんでしょうか、そういう方々のところの調整なのか、人件費なのか、そういう会社の方が代わるのか、ちょっとそれが、まだそういうデータが全く見たことないんで分からないんですけども、今、職員という強調をされたので、その定義だけ私はしっかりしたかったということと、全体的な費用対効果を考えながらもコスト意識を考えてやっていただいている、すばらしいなというふうに思いました。

以上でございます。

○小林委員長 はい。質問ではなかったようなので、ご意見としてお伺いします。

それで、今ちょっと質問があって、分からない部分が総合窓口の受付の部分のところかであるから、一度一回整理して、新しい方がいらっしゃるんで、お示ししていただけないでしょうかね。

○清水地域振興部長 承知いたしました。また正副委員長にご相談させていただきながら、ご報告させていただきたいと思っております。

○小林委員長 よろしくお願ひします。

よろしいですか。それでは、（3）、質疑ございませんね、ほかにね。（3）の土曜開庁の実施についての質疑を終了します。

次に参ります。（4）税制改正について、理事者から説明を求めます。

○伊藤税務課長 地域振興部資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきます。国の税制改正に伴いまして地方税が改正されて、区税条例の改正のほうのご審議を頂くこととなります。その事前の情報提供ということで、今日ご報告をさせていただきたいと思ひます。

このペーパーの2番、改正概要ですけれども、まず特別区民税に関わる部分についてですが、4点ございます。まず1点目として、森林環境税の徴収が6年1月1日施行予定ということなんですけれども、森林環境税、これは納税義務者、税率、賦課徴収等の手続、あと納税義務の適正な履行を確保するための必要な事業を定めるというものでございまして、均等割として年額1,000円を賦課徴収するものでございます。

（2）番目として、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例を、期限を3年間延長するものでございます。

（3）番目として、肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例、こちらも適用期限を3年間延長するものでございます。

（4）番目として、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化でございまして。扶養親族の申告書については、扶養親族のご氏名、続柄、生年月日等を省略できる様式を新設するものでございます。

丸2として、軽自動車税に関するものでございます。環境性能割の税率区分の見直し、令和5年7月1日に施行予定をしているんですけれども、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置いて、その後、令和6年1月、令和7年4月と段階的に引き上げるものでございます。あと種別割のグリーン化特例について、適用期限を3年延長するものでございます。

（3）番目として、燃費・排ガス不正行為等への対応ということで、これは種別割・環境性能割というものでございます。不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について加算する割合、これを35%に引き上げるものでございます。

裏面をご覧ください。（4）番目として、特定小型原動機付自転車の新設、令和5年7月1日施行予定でございましてけれども、電動キックボード等に対応する車両区分として、特定小型原動機付自転車が新たに定義されまして、原動機付自転車の類として課税するものでございまして、税率2,000円とするものでございます。

丸3、たばこ税ですが、こちらは、たばこ税の申告納付の手続についての様式の追加、こちらを様式を整備をするものでございます。

施行予定日は各項目に記載しておりますが、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日と、三つのものがございまして。

説明は以上でございまして。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方からの質疑を受けますが、事前審査になりませんようによろしくお願ひいたします。ご協力をお願いいたします。何かございまして

か、資料要求等。

○大坂委員 税制改正について多岐にわたり説明を受けました。議案になる予定ということですので、1点確認と、その資料についてちょっとお願いなんですけれども、9項目ありますので、それぞれしっかりと中身が分かるような形で示していただきたいなと思っています。負担が増えるもの、そうでないものとあると思うんで、そこが明確に、これは全然区民にとっては有利ですよとか、そういったものが分かるような形で出していただければいいのかなと思います。負担が増えるものについてはどの程度増えていくのかということと、あとそれと、あと区民の皆様にとって直接どの程度影響があるのか、どれぐらいの数の区民の皆様に影響があるのかということも併せて示していただくような資料を出していただければいいのかなと思っています。それが資料のお願いです。

もう一点が、適用ですね。施行予定日が令和5年7月1日というものが幾つかあるかと思えますけれども、これに関しては月内に議決をしなければいけないものということで考えてよろしいのかどうか。その点について確認をお願いいたします。

○伊藤税務課長 今、大坂委員からご指摘いただきました。こちらは概略ですので、簡単にご説明させていただきましたが、議案審査のときにはしっかりとご説明させていただきたいと思います。

また、7月1日というところの施行予定日については、今おっしゃられたとおり、7月1日からの施行を考えておりますので、その点で、ちょっと日程的にあるかと思いますが、ご説明のほうを詳しくさせていただきながら、対応させていただきたいと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか、資料要求等。

○のざわ委員 私にもぜひ、ご対応をよろしくお願いいたします。

○小林委員長 えっ、何ですか。

○のざわ委員 今、大坂委員のご質問に対してご対応を頂けるというお話があったと思うんですけど、私にもぜひ教えてください。よろしくお願いします。（「みんなにくれる」と呼ぶ者あり）あ、みんなにくれるんですか。分かりました。

○小林委員長 出すということになっておりますので、同じような資料が出てきますので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 休憩します。

午前 11時48分休憩

午後 1時08分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

報告事項を続けます。（5）戦没者追悼式の開催について、説明を求めます。

○永見国際平和・男女平等人権課長 それでは、戦没者追悼式の開催について、地域振興部資料5よりご報告申し上げます。

さきの大戦で亡くなられた方々をしのび、追悼の意を表すとともに、世界の恒久平和を祈るため、戦没者追悼式を開催いたします。コロナ禍で、令和2年度、3年度は中止でございましたが、昨年度より再開いたしております。

開催日時は、7月13日木曜日、午後6時30分から、小雨決行、雨天中止でございます。

場所は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑です。

項番3の内容でございますが、今年度から、式中の演奏に九段中等教育学校吹奏楽部のご協力が再開しております。また、篝火では、例年同様、海洋少年団のご協力を頂いております。黙とう、追悼の辞の後、昨年度の平和使節団参加者に平和への決意を捧げていただきます。最後に、参列者の皆様による献花、追悼演奏となっております。

どなたでもご参加いただけます。区民の皆様には、広報千代田6月20日号、ホームページやSNS等でお知らせをいたします。

区議会議員の皆様をはじめ、町会長や過去の平和事業の参加者の方々には、6月の下旬にご案内状を送付いたします。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員の方の質疑、質問を受けます。

○小野委員 今年も開催されるということで、昨年も、私、参加させていただいたんですけども、昨年の大まかな参加人数というのは記録がございますか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 昨年は、約100名のご参加を頂いております。

○小野委員 ありがとうございます。

去年も、海洋少年団を含めて、お子様方の参加もありましたし、また、平和使節団で過去に参加された方の思いというのもしっかりと発言がありました。そのときに、いろいろとご意見が周囲で出たのが、もう少し子どもたちの参加があってもいいんじゃないかということで、例えば、学校への案内というのがどのようにされているのかというようなこともちょっと聞かれました。私自身、そのときにちょっと答えられなかったんですけども、確かにホームページですとか、それから、広報千代田でお知らせというのもいいと思うんですけども、もう少し参加者——まあ、あんまり来過ぎても困るというのもあるのかもかもしれませんけれども、もう少し参加者総数が増えるというのはいいのかなと思いますけれども、その辺りについて、何か意見交換というのはされたんでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 もう少しお子様方の次代、次世代を担う子どもたちの参加というところでございますが、学校への周知のほうは、チラシ、ポスターのほかに、学校の保護者の方へのメールの仕組みのほうを活用させていただいて、ご案内をさせていただいております。それから、九段中等教育学校の吹奏楽部の皆様にも、ご参列、ご参加というところでも、平和の意識というところの啓発に努めているところでございます。

例年——コロナ禍で昨年度は100名程度のご参列でございましたが、コロナ禍前は約300名弱のご参列を頂いているところでございます。今後も、参加者を増やすというところで議論がありましたかというご質問でございますが、事業担当者としては、この辺については、振り返りをしながら行っているところでございますが、少しでも平和啓発というところで工夫をしながら、より多くの若い世代の方にご参列いただくように、検討してまいりたいと思います。

○小野委員 ぜひ、周知のほうを引き続きよろしく願いいたします。

こちらに広報千代田とホームページ等ということで書いてあるんですけど、それ以外に、

何か今のところ具体的な周知方法というのが出ているという解釈でよろしいでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 広報千代田、ホームページのほか、公式ツイッターや公式LINEのほうでご案内をさせていただき予定しております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。副委員長。

○田中副委員長 周知の方法に関しまして、頻度など、あと、曜日とか時間帯とか、そういうことまでお話し合われていらっしゃるのでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 周知の頻度とおっしゃられるのは、その周知を何回ぐらいするかとか、あと、どのぐらいの時間帯でということでしょうか。

○田中副委員長 そうですね。曜日だったりとか、回数だったりとか、そういうことですね。

○永見国際平和・男女平等人権課長 ありがとうございます。

そうですね。この辺につきましては、広報広聴課とも相談しながら、効果的な周知に努めてまいりたいと思います。

○田中副委員長 ありがとうございます。

○小林委員長 いや、いいんですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、5項目めのは終了します。

（6）納涼民踊の集いの開催について、理事者から説明を求めます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 地域振興部（6）納涼民踊の集いの開催につきまして、地域振興部資料6によりご説明いたします。

納涼民踊の集いは、靖国神社参道にあります大村益次郎像台座に特設やぐらを設置して行う盆踊り大会です。新型コロナウイルスの影響により、長らく中止が続いておりましたが、今回、令和元年度以来、4年ぶりに開催いたします。

1、日時です。令和5年7月13日木曜日から16日日曜日までの4日間。時間は、いずれも午後6時30分から8時30分までです。雨天中止ですが、小雨なら決行いたします。

2、場所につきましては、先ほど触れましたとおり、靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺です。

3、内容です。同じ期間、靖国神社では「みたままつり」が開催され、区内、区外からたくさんの来場者が訪れます。千代田区民踊連盟の皆さんが一番内側の輪で踊りますが、どなたでも参加できますので、来場者の皆さんにもその外側で踊っていただくことにより、特設やぐらの周りを幾重にも重なる踊りの輪ができます。

4、主催は千代田区及び千代田区体育協会ですが、5、主管といたしまして、千代田区民踊連盟の皆さんを中心に実施いたします。

なお、広報千代田6月20日号、区ホームページで周知いたしますが、区公式LINEやツイッターも活用するほか、プレスリリースも行う予定でございます。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。説明が終わりました。

委員の方の質疑、質問を受けます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（6）番、納涼民踊の集いの開催についての報告を終了します。

次に行きます。（7）番、第61回千代田区民体育大会について、理事者から説明を求めます。

○沖田スポーツ推進担当課長 では、第61回千代田区民体育大会の開催につきまして、地域振興部資料7に基づきましてご報告いたします。

千代田区民体育大会については、平成28年に開催以降、雨天や新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、6年間中止が続いておりましたが、7年ぶりに開催することになりました。先月の5月31日には、区民体育大会の第1回実施委員会を開催し、区民体育大会の運営に関する検討に着手しております。本日は、その実施委員会で大会の開催日や会場等が決定いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、1番目の開催日時についてです。大会の開催日は11月12日日曜日とし、開催時間は9時30分から15時30分までとなりました。この日程につきましては、季節的に晴天が多い時期であることや、区内の大型イベント等がないことを踏まえまして、以前の実施委員会の中でも、11月に開催したらどうかとのご提案があり、例年より1か月程度遅らせた開催日となっております。

次に、2番目、会場についてです。会場は、外濠公園総合グラウンドで実施いたします。外濠グラウンドにつきましては、昨年度、人工芝生化工事が完了しまして、雨天の翌日でもグラウンドコンディションの改善が見込まれることから、例年どおりの会場となったところでございます。

次に、3番目、実施主体についてです。実施主体につきましては、これまでの運営方式を検証することといたしまして、実施委員会を設置することとしております。

まず、（1）番目、実施委員会の丸1、目的についてですが、区民体育大会の運営に関して、実施計画の立案に関することや競技種目に関すること、体育大会の円滑化に関することを審議し、積極的に推し進めることとしております。2番目の構成員についてですが、体育協会、スポーツ推進委員協議会、連合町会、小・中学校のPTA、青少年委員会、障害者共助会、区内マンション関係団体等が推薦する委員で、今年度は計42名となっております。

（2）番目、運営委員会についてです。運営委員会は、大会の具体的な実施内容について検討を行う会議体となりまして、主に、体育協会、スポーツ推進委員協議会、障害者共助会から推薦いただいた委員で構成しております。

次に、（3）番目、開催状況についてですが、先月の5月31日に第1回実施委員会を開催しております。主な内容としましては、開催日時や会場等について定めた実施大綱を決定したほか、外濠公園グラウンドの人工芝生化に伴いまして、一部の競技種目の変更が必要なことや人工芝の上での飲食についての注意点を確認いたしました。

最後に、4番目のスケジュールについてですが、11月12日の大会当日までに、記載のとおり、実施委員会を3回、運営委員会を2回開催し、大会に向けて検討を進めていく予定でございます。

区民体育大会に関する内容や進捗につきましては、当委員会に適宜ご報告してまいりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。

委員の皆様の質疑、質問を受けます。

○永田委員 これまでの実施委員会、運営委員会の中で、人工芝化したことによって、これまでの運営の方法というんですかね、変わってくると。聞くところによると、綱引きができないとか、煮炊きできないと聞いているんですけど、例えばアルコールとか、そういったことを、ちょっと今、説明できることがありましたら。聞かれることがあるので、ちょっと教えてください。

○沖田スポーツ推進担当課長 今年度、人工芝生化に伴いまして、区民大会の変更点がございます。今お話がございましたとおり、1点目は、競技種目についての変更がございます。例年、得点種目でございました綱引き、こちらが、競技ができないというところがございます。代替種目のほうを検討していく予定でございます。

また、二つ目、煮炊きにつきましては、人工芝生化に伴いまして、火が使用できないということから、煮炊きのほうができないというふうになってございます。その2点の変更点でございます。

○永田委員 そうすると、アルコールの持込みは大丈夫ということですね。

それで、また、この実施委員会、運営委員会の方たちは、基本的に推進する意見の方たちの集合体だと考えていまして、中には、これだけ6年間もできなかったから、もう立ち消えて、もうやらないんでしょうという人もいます。いて、私はどちらでもないんですけども、そういったような意見、先ほどもいろいろ度々コストとか効果の問題、私はこういうものに対してはそういうのはあんまり必要ないと思いますが、そういう意見を言う方もいるので、そういう意見も、同様のようこういう反映をしていくののって、今後の課題としてどのようにお考えですか。

○沖田スポーツ推進担当課長 この千代田区民体育大会は昭和38年から開催しております。連合町会の対抗とした大会となっております。この目的につきましては、区民体育の振興ですとか福祉の増進、それから区民相互の交流を目的として行っておりまして、いろいろ競技種目にも工夫を凝らしまして、お子様から高齢者まで幅広い世代で競技をしているといった状況でございます。また、実施委員会形式で行いまして、地域とともに作り上げてきたといったところがございます。ここら辺はそういった地域のコミュニティの醸成とかにもつながるところでございますので、引き続き推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 先ほどの人工芝化に伴う対応についてのところは分かったんですけども、今回、グラウンドが変わったことで、例えば喫煙所はそのまま残されているとか、その辺

りに何か変更点がございましたら、教えていただけますか。

○沖田スポーツ推進担当課長 会場のレイアウトはこれから検討するところではございますが、喫煙等される方もいらっしゃると思いますので、喫煙所の設置については、今後、検討を進めてまいりたいと思って、考えております。

○小野委員 吸われる方は多いと思いますので、それは非常に助かる方も多いと思いますが、同時に、お子様たちもいらっしゃるの、副流煙など、十分に留意をしていただければなというふうに思います。

今後のスケジュールのところ、運営委員会、実施委員会というふうにありますけれども、これは、ここで意見が出た、委員から意見が出たことも含めて、共有がされるものと考えてよろしいのでしょうか。

○沖田スポーツ推進担当課長 スケジュールにつきましては、ここに記載のとおりでございます。おおむね運営委員会につきましては2か月に1回、実施委員会につきましても2か月に1回程度の開催とさせていただいております。ここで出たご意見につきましては、当委員会等でも適宜ご報告をさせていただきまして、情報のほうを共有させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。米田委員。

○米田委員 1点だけ。皆さんが聞かれたんで。これ、人工芝化になって、前までですと、前日、前々日に強い雨が降ると、その時点で中止だったと思います。人工芝化によって、少々雨でもいけるとは思うんですけど、いわゆる、当日とか前の日の深夜の雨、で、中止の判断ですよ、これはどの段階でやっていただけるのか。というのは、町会でいろいろ段取りがありますんで、中止にするタイミングとか決行するタイミング、このタイミングはどうなっているかだけ教えていただけますか。

○沖田スポーツ推進担当課長 実施及び中止の最終判断につきましては、午前5時ぐらいに、委員長と区長が協議の上、決定しまして、区のホームページに掲載する予定になっております。ホームページのほうには、午前5時半頃掲載する予定でございます。——といった計画でおります。また、ニッポン放送等で、午前6時頃に周知を行う予定でおります。こういった形で、実施及び中止のご報告をさせていただきたいと考えております。

○小林委員長 いいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

部長、何か。

○佐藤文化スポーツ担当部長 区民大会の実施について、体育大会の実施について、委員の皆様から様々ご意見いただきました。説明の中でもありましたように、雨、またコロナ禍ということで、7年ぶりの実施となります。細かい点、これについては、従前のやり方を継承してやるということで、ただ、見直し検討会があり、今後どうしていくか。永田委員もおっしゃいましたけど、いろんなご意見があって、まあ、1回やってみようということで、今回、試行的にやるものでございます。議員の皆様も、また区長も就任以来初めてということで、内容を見ていただいて、様々なご意見いただいて、次年度以降の方法につ

いては検討していきたいと思います。

また、人工芝化によって、いろんな制限も出てくるんですけども、煮炊きなんかも含めて、全面的に駄目ということでもなく、どうやってできるかということ、維持管理を担当しております道路公園課等とも打合せをしまして、何らかの方法、対策を考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、終了します。

次に、政策経営部の報告に入ります。

（１）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う規定整備について、理事者から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料１をご覧ください。ただいまの案件について、ご説明申し上げます。

本件は、第２回定例会で議案提出を予定している案件でございます。その案件の概略について、事前にこの場でご説明させていただきたいと思います。

これまで、建築物に対する省エネを推進するような諸制度はございました。ここに、経緯のところにありますとおり、建築基準法関係におきましては、共同住宅で高効率給湯設備の機械室を、建築審査会の同意を得ることで、容積率に参入しなくてよい制度ですとか、（２）のほうにありますとおり、脱炭素社会の法律関係において、省エネ計算というちょっと複雑な計算を用いることで、低炭素建築物及び建築物省エネルギー法の認定という制度を受けることによって、様々に有利な制度を活用できる点等がございました。しかしながら、ここにあります二つの制度につきましては手続きが少々複雑なため、なかなかそれを活用して建物を建てるということが、実例として大変少ない現状にございました。そのため、国におきまして関係の法令を改正いたしまして、簡素な制度を今般つくられました。

そのつくられた制度のために、ここの２番の主な内容のところにございますとおり、新たな特例の認定申請手数料ですとか低炭素の誘導仕様基準に係る申請手数料などを、区において定める必要が生じてまいりました。そのため、冒頭申し上げましたとおり、そういう手数料条例を定める第２回定例会での議案を予定しているものでございます。

説明は以上になります。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

これも第２回定例会の議案になる予定の案件です。事前審査とならないように、資料要求等ございましたら、ここでお願いいたします。

ございますか、何か。

○のざわ委員 これは、千代田区の建築に関してこういうふうになるという、手数料がかかるということなんですか。（発言する者あり）ああ、失礼しました。これは、申請手数料を新設する等々、これは、千代田区の中で何か法律があって、それに対して、こういうのが行われるということなんですか。

○小林委員長 千代田区の法律。

担当課長。

○中根財政課長 建築物を建てる、千代田区内で建築物を建てる時に、こういう容積率の不算入の特例ですとか、あるいは、そういう、下にある低炭素法の認定をもらって、そういう優遇する制度を活用して、建物を建てたいときには、優遇した制度を使って建てたい場合に、その優遇制度にちゃんと合致していますよというのを、建築基準法の各種法令上、合っているというのを確認するために、区に申請をしていただいて、その確認する手間の部分について、建築主さんにご負担を頂くというものでございます。

○のざわ委員 そうしましたら、ちょっと内容が、今のお話は難しいので、ぜひ、頂ける資料がありましたら、資料請求をさせていただきたいと思います。

あと、ちょっと元に戻るんですが、納涼の集いの……

○小林委員長 駄目です。もう終わっちゃっているんで……

○のざわ委員 これは駄目なんですか。

○小林委員長 この質問だけでお願いします。

○のざわ委員 ああ、そうですか。分かりました。

この資料を頂くときは、ちょっと……

○小林委員長 具体的に資料を提示しないと、用意するほうができないんで。

○のざわ委員 後で個別に行くという感じですか。

○小林委員長 個別にするにしても、ちょっと、今、大き過ぎるんで、具体的に何の資料が欲しいですか。

○のざわ委員 要は、この納涼民踊の集い、これ、すごい大きな企画でいらっしゃるんで、私もよく当然見るんですけど、それで、事業としての事業計画の——いや、要は……。

（発言する者あり）

○小林委員長 違う、違う、違う。納涼じゃない。納涼はもう終わっているんで。

○のざわ委員 はい、はい。

○小林委員長 今、現状の……

○のざわ委員 あ、こっちのですか。

○小林委員長 今、議題に上がっている建築物のエネルギー消費性能の……

○のざわ委員 この主な内容の……

○小林委員長 向上に関する法律等に改正に伴う規定の整備についてについての、今、情報提供を頂いております。これについて、追加の資料が必要なら……

○のざわ委員 追加の資料を、ここの主な内容をもうちょっと詳しく、資料を請求したいということです。

○小林委員長 休憩します。

午後 1 時 33 分休憩

午後 1 時 35 分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

のざわ委員、それでは、個別に資料要求、今準備して、議案審査のときに使う資料もございませうけれども、その他資料が欲しいということなんで、調整をしていただいて、資料が作れるか。作れるか、出せるかのご相談をしてください。

よろしいですか。

○中根財政課長 条例改正のときに、基本的な資料となるような条例改正の新旧対照表などは、当然、議案審査のときにご提供するようにいたします。それ以外で、何かこの部分の制度的な分かるものの資料とか、そういうものであれば、国の制度、国土交通省がつくっている制度の資料ですとか、そういう既存の資料がございますので、そういうものであれば対応を、既存の資料でよければ、対応はできる部分はあるかと思えます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 よろしく申し上げます。

○小林委員長 はい。じゃあ、よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）については、質疑終了します。

次に、千代田区公共施設等総合管理方針の改定について、執行機関より説明を求めます。

○小林区有施設担当課長 それでは、千代田区公共施設等総合管理方針の改定につきまして、政策経営部資料２に基づきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、昨年来、当委員会で、予算の際などでも、概要についてご報告している内容ではありますが、委員会の構成も変わったこともありますし、改めて、本方針の改定の概要と改定に向けたスケジュールについてご説明させていただきたいと思えます。

資料のほうをご覧ください。まず、１、改定の背景ですが、千代田区公共施設等総合管理方針につきましては、庁舎や学校などの区有施設と道路などの都市基盤施設の現状や将来の見通しを整理しているものでして、施設の管理に関する方針や今後の方向性といったものを示したものとなっています。これは、国、総務省の指針を踏まえて、平成２９年３月に策定したのですが、公共施設を取り巻く情勢が変化していることや、国の指針自体が改定されたことを受けまして、今年度から来年度にかけて見直しを行っていきたいと考えているものです。

次に、２、改定の視点です。改定に当たっては、次の四つの視点で改定作業を行っていきたいと考えております。

まず、（１）国の指針に基づく基本的事項の更新という点で、国、総務省から改定に当たっての指針が示されていますので、現行の公共施設等総合管理方針につきまして、国の指針に基づいて、施設保有量や更新経費などといった基本的な事項の見直しを進めていくこととなります。

（２）公有財産白書等の既存資料の取り込みということで、これまでもご説明している点ではありますが、施設に関する区の方針等には、公有財産白書や公共施設整備の基本的な考え方など、現在、複数のものがありますが、重複する部分などもあることから、これらを統合して、より分かりやすい冊子としていきたいというふうに考えております。

（３）課題の整理と管理の方針の見直しという点では、長寿命化や脱炭素化などといった施設管理に係る考え方に関しまして、技術の進展や時代の変化などを踏まえて、課題を整理し、方針を見直ししていきたいというふうに考えております。

最後に、（４）施設ごとの改修時期などの保全・整備計画の整理という点で、施設ごとの中長期的な改修や保全見込みについて、整理をしていきたいと考えております。

これから様々にご意見を伺っていくところではありますが、現時点では、このような視点で改定を行っていききたいというふうに考えているところです。

次に、３、改定に当たっての体制とプロセスです。改定作業においては、次のような検討体制で作業を行っていききたいというふうに考えております。

まずは、（１）庁内検討会の設置です。全庁的な課題把握と整理を行うために、改定に向けた庁内検討会を設置することを考えております。また、外部の公共施設マネジメントの専門家から、適宜、助言をもらいながら検討を進めていくことを考えております。

次に、（２）意見聴取、区民世論調査等の実施についてです。区民世論調査や区政モニターなどを活用し、公共施設を利用する区民の皆様の意見を把握していききたいというふうに考えております。また、改定内容につきまして、区民等の意見を反映するため、意見聴取やパブリックコメントを実施することを予定しております。

最後に、４、作業スケジュールについてです。まず、今月中に改定業務の事業者選定をプロポーザル方式で行う予定です。また、８月には、庁内検討会の開催を予定しておりますが、この検討会につきましては、これ以降、随時、開催していくことを考えております。また、１１月には素案を作成し、素案に対する意見聴取を行い、これを受けまして、来年６月、あ、６年——ごめんなさい。来年、令和６年３月には、改定案として作成いたします。その後、４月にパブリックコメントを実施、７月をめどに、総合管理方針として改定を完了するといったスケジュールで、現在考えているところです。

本日は、改定の概要と今後のスケジュールについてご報告させていただきました。なお、改定に当たりましては、今後、委員会にも進捗をご報告させていただきながら、委員の皆様のご意見を伺ってまいりたいと考えております。また、先ほどご説明したとおり、意見聴取やパブリックコメントなどを行い、区民の皆様のご意見なども聞きながら作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ご説明は以上になります。

○小林委員長 はい。執行機関の説明は終了いたしました。

委員の質疑、質問を受けます。

よろしいですか。いいですか。

じゃあ、一つ。改定に当たっての、先ほどの庁内検討会の設置というところで、外部の公共施設マネジメントの専門家の意見を受けるというのは、具体的なイメージとして、どういう専門家なのか、学経とかでしようけど、どういう人なのか。何人ぐらいなのか。分かったら、ちょっと提供していただきたいんですけど。

○小林区有施設担当課長 外部の専門家１名を予定しております。こちらの方、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業という、こういった事業がありまして、専門家の派遣事業を行っております。今回の改定方針に係る専門家の派遣をこちらで依頼することを予定しております。管理方針の改定に必要な知識をお持ちの方で、元自治体職員、あと、各大学の教授等を歴任されまして、現在、東洋大学の客員研究員という職にある南学先生という方を専門家としてご協力いただきたいというふうに考えております。

なお、南氏は、様々な自治体の公共施設等総合管理方針策定に委員として参加されてい

たり、公共マネジメントに関する研修の講師、アドバイザーなど、多数の実績をお持ちになっている方、この方を予定しております。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○小野委員 今後の作業スケジュールというところで、まさに、今月が改定業務の事業者選定のプロポーザルということなんですけれども、もう、これはそれぞれ何者かが手を挙げていらっしゃると思うんですけど、今の進捗について、教えていただけますか。

○小林区有施設担当課長 現在、プロポーザルの要求水準のほうも公表しております、応募のほうも終わっております。×者の応募があったかと思えます。（発言する者あり）

○小林委員長 休憩します。

午後 1 時 4 4 分休憩

午後 1 時 4 6 分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

ちょっと答弁の訂正があるということなんで、答弁の訂正をお願いして、質疑を続けたいと思います。

担当課長。

○小林区有施設担当課長 大変失礼いたしました。プロポーザルの要求水準を公表しまして、複数者からの応募があったところです。

○小林委員長 はい。ということです。

小野委員。

○小野委員 承知いたしました。

今後の進捗についても、本委員会で情報提供してくださるということですので、引き続きお願いしたいと思いますけれども、また、今後の検討の中で、いろんな手順・手続、例えば、意見聴取やパブリックコメントというところもありますので、もし、タイミング的に可能であれば、意見聴取やパブリックコメントの前段階のところ、委員会には情報提供いただきたいと思いますが、その辺りのところもいかがでしょうか。

○小林区有施設担当課長 意見聴取やパブリックコメントを行う際、こんなパブリックコメント、意見聴取を行いますといったことと、こんな意見がありましたということで、ご報告のほうは丁寧にさせていただきたいと思っております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（２）公共施設等総合管理方針の改定についての質疑を終了します。

次に行きます。（３）雉子橋補修補強工事に係る入札状況について、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、雉子橋補修補強工事に係る入札状況についてご報告いたします。本件は、第２回定例会でご審議をお願いする予定でございます。

では、資料３をご覧ください。まず、１の工事場所でございますが、千代田区一ツ橋二

丁目2番先から一ツ橋一丁目2番先、九段下から竹橋に向かう途中にある橋でございます。

2の工事概要ですが、橋の概要は記載のとおりでございます。施工内容は、昼夜間施工による工事とし、橋梁部は支承交換、支柱交換、橋側灯設置、橋面舗装・防水等、道路部は歩道拡幅、歩行空間・自転車走行空間の整備、歩道の保水性ブロック舗装、街路灯のLED化などを予定してございます。

3の工事期間ですが、契約締結日の翌日から令和12年12月20日までの予定でございます。

契約方法は、制限付一般競争入札により、2者の建設共同企業体、いわゆるJVまたは単体事業者との契約でございます。

5の入札結果ですが、6月6日に開札を行いまして、落札者は東洋建設株式会社関東支店、落札金額は38億2,580万円でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、こちらも、第2回の定例会における議案になる予定案件です。事前審査とならないように、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

資料等、ご要求がございましたら、ここでお願いします。質疑を受けます。

○のざわ委員 ここから、ずっとこの区立お茶の水小学校・幼稚園教材等の購入についても全部同じなんですけども、これ、入札をした方と値段というのを、一応、全部表にしたほうがいいと思うんで、資料請求でしたら資料請求をさせていただいて、今後もそういうふうな書き方をされたほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、よろしく願いいたします。

○武笠契約課長 はい。ご指摘ありがとうございます。議案審査を頂く際には、入札の状況、落札をした業者だけではなく、応札いただいた業者さんの情報につきましても、資料として提供をさせていただく予定でございます。よろしく願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。いいですね。

○のざわ委員 後で……

○小林委員長 後でって……

○のざわ委員 お出しいただけるんですね。

○小林委員長 はい。後でというか……

○のざわ委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 議案審査のときに出します。

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（3）雉子橋補修補強工事に係る入札状況についての質疑を終了します。

次、参ります。新川橋塗装塗替等工事に係る入札状況について、理事者の説明を求めます。

○武笠契約課長 新川橋塗装塗替等工事に係る入札状況について、ご報告いたします。本件は、第2回定例会でご審議をお願いする予定の案件でございます。

まず、1の工事場所でございますけれども、千代田区飯田橋二丁目18番先から千代田

区西神田三丁目5番先、都営飯田橋二丁目アパートと西神田百樹の広場の間にある橋でございます。

2の工事概要ですが、橋梁の橋の概要については、記載のとおりでございます。施工内容は、昼夜間施工による工事とし、塗替塗装をメインに、主桁鋼部材の補修、コンクリート床版の補修、橋梁灯のLED化などを予定してございます。

3の工事期間ですが、契約締結日の翌日から令和7年6月30日までの予定でございます。

4の契約方法は、制限付一般競争入札により、2者の建設共同企業体、JVまたは単体事業者との契約でございます。

5の入札結果ですが、6月7日に開札を行いまして、落札者はN I T T O・佐藤建設共同企業体、落札金額は3億4,650万円でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

こちら第2回定例会の議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないよう、ご協力をお願いしたいと思います。

資料の要求等ございましたらお受けしますので、委員の方の質疑を受けます。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（4）新川橋塗装塗替等工事に係る入札状況について、質疑を終了します。

次に参ります。（5）災害対策用備蓄物資（毛布）の購入についてですが、（6）の災害対策用備蓄物資（水）の購入についてと関連いたしますので、2件まとめて、理事者の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、災害対策備蓄物資の毛布と水の購入についてご報告をさせていただきます。本件も、第2回定例会で議案としてご審議をお願いする予定のものでございます。

なお、この本案件は、区内の避難所や公共施設等の災害対策備蓄物資の定期的な入替えに伴い、購入するものでございます。

まず1件目は、資料5の毛布の購入でございます。

1の購入品目は、非常用圧縮毛布、数量は9,720枚でございます。

2の納入場所は、区の指定する避難所でございます。

3の納入期限は、令和6年2月29日となっております。

4の契約方法は、公募制指名競争入札による契約でございます。

5の入札結果ですが、6月2日に開札を行いまして、落札者は株式会社清水商会東京支店、落札金額は4,544万1,000円でございます。

続きまして、資料6の水の購入でございます。

1の購入品目は、500ミリリットルのミネラルウォーター、28万1,160本でございます。

2の納入場所ですが、区の指定する避難所や区立施設などでございます。

3の納入期限は、令和5年2月29——失礼いたしました。令和6年2月29日ござ

います。

4の契約方法は、公募制指名競争入札による契約でございます。

5の入札結果は、6月2日に開札を行いまして、落札者は株式会社赤尾東京本社、落札金額は2,550万6,835円でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

こちらも、第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないように、ご協力をお願いします。

資料請求等ございましたら、ここでお願いします。

○大坂委員 これ、毎回お願いしている形になると思うんですけども、ミネラルウォーターについて、購入のサイクルが分かる資料、今後の計画も踏まえて出していただけるとあれば、次回までに出していただければと思います。

○中田行政管理担当部長 資料のほうをご準備させていただきたいと思います。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（5）の災害対策備蓄物資（毛布）の購入、（6）の災害対策用物資（水）の購入について、質疑を終了します。

引き続き、次に、（7）区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入についてですが、（8）の区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等についてと関連しておりますので、2件まとめて、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 それでは、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等及び教材等の購入について、併せてご説明をさせていただきます。本案件は、第2回定例会で議案としてご審議をお願いする予定の案件でございます。

まず、1件目は、資料7、什器等の購入でございます。

1の購入品目は、ミーティング用のテーブル、椅子、収納棚など、数量は3,265でございます。

2の納入場所は、区立お茶の水小学校内の区が指定する箇所でございます。

3の納入期限は、令和6年2月2日でございます。

4の契約方法は、公募制指名競争入札による契約でございます。

5の入札結果ですが、5月31日に開札を行いまして、落札者はジャンボ株式会社、落札金額は1億7,380万円でございます。

続きまして、資料8、教材等の購入でございます。

1の購入品目は、体育用品、家庭科用品など、数量は930でございます。

2の納入場所は、区立お茶の水小学校内の指定箇所でございます。

3の納入期限は、令和6年2月2日でございます。

4の契約方法は、公募制指名競争入札による契約でございます。

5の入札結果ですが、5月30日に開札を行いまして、落札者はジャンボ株式会社、落札金額は2,013万円でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

こちら、第2回定例会における議案の予定案件です。事前審査とならないように、ご協力ください。資料要求がございましたら、ここでお願いします。

○大坂委員 こちらも、テーブル、椅子、収納棚等について、具体的な仕様が分かる資料がありましたら、出していただきたいということと、あと、今後このお茶の水小学校新校舎が開設されるまでの間に、今後購入するものがもし予定としてあるのであれば、その予定が分かるものを出していただければと思います。

○武笠契約課長 こちらの什器等の仕様、購入するもの、数量3,265ございますので、かなり細かい一覧表になるんですけど、そういう形でよろしいでしょうか。

○大坂委員 ちょっと、じゃあ、そこは……

○小林委員長 はい。大坂委員。

○大坂委員 まあ、ざっくりとした形で構わないですので、ちょっと可能な限りという形で、よろしくをお願いします。

○小林委員長 後ほど、じゃあ、よろしくをお願いします。

○武笠契約課長 では、また改めてご相談をさせていただきながら作成をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了——（7）、（8）についての質疑を終了いたします。

次に、（9）明大通りⅡ期歩道拡幅工事について、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、明大通りⅡ期歩道拡幅工事の契約変更について、ご報告をいたします。

本件につきましては、区長専決により契約変更したことを第2回定例会でご報告する予定でございます。

明大通りⅡ期歩道拡幅工事の現契約金額は、3億4,153万2,400円となっております。今回の変更は、991万3,200円、2.9%の増、変更後の契約金額を3億5,144万5,600円とするものでございます。

主な変更内容ですが、地中障害物による大型標識や都道照明の移設の取り止め、また、警察との協議による交通誘導員の増員などとなっております。

また、契約期間につきましても、令和5年5月31日から同年7月10日まで延伸するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

こちら、第2回定例会での専決処分の報告が予定されている案件でございますので、ご承知おきください。

委員から質疑を受けます。質疑、質問を受けます。

よろしいですか。

それでは、（9）——（発言する者あり）あります。すみません。

のざわ委員。

○のざわ委員 この増減が991万円の明細を資料請求いたします。

以上です。

○武笠契約課長 公共工事の設計単価まで落とし込んだ明細となりますと、かなり事細かな数量も多いものとなってしまいますので、ある程度の、そうですね、ここの変更内容のこの三つそれぞれがどの程度の金額であったかといった内容でよろしいでしょうか。

○のざわ委員 それで、この増減、これ減、減で、増で、何でこういうふうになるのかなというのが分かりやすくあれば、それでいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○小林委員長 ちょっと待って。今、増減した部分の変更内容が3点あるけど、その内訳でよろしいですか、まず資料は。

○のざわ委員 よろしく願いいたします。

○小林委員長 それがまず一つ。それと……

○のざわ委員 ですから……

○小林委員長 はい。のざわ委員。

○のざわ委員 すみません。委員長。

すみません。この減額、減額、増額となっているのにもかかわらず、この991万円の増額になっているので、その明細が分かるような資料は、今、委員長がお話した資料だと思いますので、資料請求、それでよろしく願いいたします。

○小林委員長 ちょっと待って。もう一度整理すると、減額、減額、増額となっていますよ。増額だけですけれども。

○のざわ委員 変更内容が。（発言する者あり）

○小林委員長 あ、変更内容がね。あ、ここの。はいはい。

いや、それは分かるでしょう。ね、分かるよね。

○武笠契約課長 はい。

○小林委員長 委員会だよ。事前……。

休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時06分再開

○小林委員長 再開します。

答弁をお願いします。部長。

○中田行政管理担当部長 ただいまのざわ委員からお話を頂きました資料につきましては、環境まちづくりの部と、担当部署と調整をしまして、委員とご相談しながら、後ほど提供させていただければと思います。

○小林委員長 はい。のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了します。

次に参ります。（10）和泉公園周辺地区道路整備工事について、理事者からの説明を求めます。

○武笠契約課長 和泉公園周辺地区道路整備工事についてでございます。本件は、既に区長専決により契約変更したことを、第2回定例会でご報告する予定でございます。

では、明大通り――あ、失礼いたしました。和泉公園周辺地区道路の契約変更について、ご報告をいたします。

現契約金額は4億844万8,700円となっております。今回の変更は、602万3,600円、1.5%の増、変更後の契約金額を4億1,447万2,300円とするものでございます。

主な変更内容ですが、横断抑止柵、いわゆるガードパイプですけれども、この構造変更や舗装範囲の追加、追加工事に伴う交通誘導員の増員となっております。

また、契約期間につきましては、変更ございません。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

こちらも、第2回定例会での専決処分の報告が予定されている案件でございますので、ご承知おきください。

委員の方の質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですね。はい。

それでは、（10）和泉公園周辺地区道路整備工事についての質疑を終了いたします。ということで、政策経営部の報告を全て終わりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。終了します。

次に参ります。会計室（1）令和4年度各会計決算額（速報）について、理事者から説明を求めます。

○大矢会計管理者 それでは、令和4年度の会計を先月の5月31日に出納閉鎖を行いました。それに伴い、令和4年度の各会計決算額の速報がまとまりましたのでご報告させていただきます。

恐れ入ります。会計室資料をご覧ください。

まず、1枚目の資料でございます。一般会計をはじめ、三つの特別会計は全て黒字決算となっております。まず、一般会計でございますが、歳入総額、表の上のほう、（B）という欄で、685億余でございます。次に、歳出総額は、その下の（C）という欄で、662億余でございます。歳入歳出差引額は、（D=B-C）、23億1,259万1,912円となりました。この額が形式収支でございます。ここから、翌年度に繰り越すべき財源、これは（E）欄ですね、（E）欄で、5億5,247万3,000円を差し引いた17億6,011万8,912円が実質収支額で、いわゆる純黒字でございます。

また、三つの特別会計は、繰越明許費がございませんので、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となります。国民健康保険事業特別会計の実質収支額は14億円余、介護保険特別会計の実質収支額が3億円余、後期高齢者医療特別会計の実質収支額が1億円余とな

っております。

なお、次ページには、令和4年度と令和3年度との決算比較表を掲載してございます。後ほどご覧いただければと存じます。

決算に関しましては、第3回定例会において、詳しくご説明いたします。

説明、報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑、質問を受けます。

ございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、令和4年度各会計決算（速報）の質疑を終了いたします。はい。終了します。

それでは、日程3に入ります。よろしいですね。

日程3、その他。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 執行機関から何かございますか。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 5月20日土曜日に、区役所1階区民ホールで、11か国の区内大使館などとの共催により、国際交流フェア2023を開催いたしました。その結果を、口頭ではございますがご報告申し上げます。

委員の皆様には、事前に事業のチラシをポスティングさせていただきました。

本イベントは、昨年に引き続き、2回目の開催となり、当日は、昨年度を超える1,236名のご来場がありました。

内容としては、各国の伝統文化の展示や体験コーナー、ステージでは、スペインのフラメンコやインドの伝統舞踊など、ダンスや音楽などのパフォーマンスの披露、また、ヨガの体験教室なども行いました。当日は、区に登録いただいている国際交流ボランティアの皆様が会場での通訳などのご協力、ご活躍を頂いております。

来場者のアンケートでは、「ふだん体験できない国の文化に触れられてよかった」や、「国名しか知らない国のことも、ワークショップを通じて、より深く知ることができた」、「子どもたちも楽しめた」、「また開催してほしい」などのお声を頂いております。

なお、区のホームページに、ステージ、ワークショップの様子など、当日ご来場いただけなかった方へも様子が分かるよう、写真をたくさん掲載し、ご報告いたしております。また、広報千代田6月20日号でもお伝えする予定でございます。

先ほど副委員長からご指摘いただきました周知の方法、タイミングでございますが、この国際交流フェアのほうは事前の周知、事後の報告の配信と同時に、会場でこれから始まります、始まりましたというような形で、広報広聴課よりタイムリーにツイッターを配信していただいております。各国大使館も、大使館のフェイスブックやツイッター等で事前、事後のご報告を頂いております。

今後も、身近な地域で国際交流、多文化共生の取組を実施してまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。報告を終わりました。

何か質疑、質問ある方、いらっしゃいますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

ほかに執行機関ございますか。

○中根財政課長 私からは、予備費の充用についてご説明申し上げます。

予備費につきましては、充用したタイミングで、委員会へ、所管の委員会へご説明することを従前から行ってまいりましたが、今回は改選期ということもございましてご報告する議会のタイミングがございませんでしたので、本日のこのタイミングで、充用した案件全てを一括して、私からご説明させていただきたいと思います。参考資料として、一覧等々をおつけしております。

今年、令和5年度は、予算額で、予備費として4億5,000万を計上しております。充用額として、既に1億9,600万余りを充用しております。内訳とその目的、そして、充用した月日につきましては、参考資料に記載してございますとおりでございます。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員の方から質疑、質問ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、全て終了いたしましたけれども、ほかに何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、本日は、この程度をもちまして、委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時15分閉会